

諫早中央浄化センター外 8 箇所維持管理業務委託に係る  
プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 0 月

諫早市上下水道局下水道課

## 1 目的

諫早中央浄化センター外 8 箇所維持管理業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、諫早市上下水道局（以下「局」という。）の有する終末下水処理場及び中継ポンプ場施設等の性能発注方式に基づく包括的な維持管理の実施にあたって、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施し、局に最も適した管理業務内容を提案する事業者を選定することを目的とする。

## 2 業務概要

### （1） 業務名

諫早中央浄化センター外 8 箇所維持管理業務委託

### （2） 業務内容

別添「諫早中央浄化センター外 8 箇所維持管理業務委託仕様書（案）」及び「諫早中央浄化センター外 8 箇所維持管理業務委託要求水準書（案）」のとおり

### （3） 業務場所

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 諫早市仲沖町 3 5 6 番地        | （諫早中央浄化センター）     |
| 諫早市飯盛町開 1 8 1 番地 1     | （飯盛浄化センター）       |
| 諫早市飯盛町里 1 4 5 番地 1 0   | （田結浄化センター）       |
| 諫早市高来町泉 3 0 1 番地       | （高来浄化センター）       |
| 諫早市小長井町大峰 9 8 0 番地 7 0 | （小長井浄化センター）      |
| 諫早市宇都町 3 2 0 番地 1 0    | （宇都中継ポンプ場）       |
| 諫早市鷺崎町 2 1 9 番地 9      | （鷺崎中継ポンプ場）       |
| 諫早市多良見町化屋 2 5 0 番地 7   | （化屋中継ポンプ場）       |
| 諫早市多良見町シーサイト 2 0 番地 4  | （シーサイトマンホールポンプ場） |

### （4） 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式（企画提案競技方式）

### （5） 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

契約締結の日から履行期間開始日の前日までは、業務を適正かつ円滑に遂行するための準備期間とする。

### （6） 委託上限額

計 3,282,796,000 円（消費税及び地方消費税含む）

内訳 — 円（令和 7 年度）

626,315,800 円（令和 8 年度）

662,127,400 円（令和 9 年度）

665,516,500 円（令和 10 年度）

666,397,600 円（令和 11 年度）

662,438,700 円（令和 12 年度）

本プロポーザルにおける提案時の見積額はこの金額を超えてはならない。ただし、この金額は契約時の予定価格とは異なるものであることに留意すること。

(7) 事務局（書類提出先、問い合わせ先等）

ア 担 当 部 署 諫早市上下水道局下水道課  
イ 所 在 地 〒 8 5 4 - 8 6 0 1  
長崎県諫早市東小路町7番1号  
ウ 電 話 番 号 0 9 5 7 - 2 2 - 2 6 3 5  
エ F A X 番 号 0 9 5 7 - 2 4 - 6 8 1 0  
オ 電子メール [gesuidou@city.isahaya.nagasaki.jp](mailto:gesuidou@city.isahaya.nagasaki.jp)

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 参加申し込み時点において、令和7・8年度 諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録を行っていること。
- (2) 参加者は、県内若しくは九州内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有すること。
- (3) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第2条による国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- (4) 「循環式硝化脱窒法」、「嫌気無酸素好気法」又はこれら2種類の処理方式と「同様の処理原理」であり、「最低限必要な構造」を満たす処理方式を採用し、事業計画に位置付けた終末下水処理場における維持管理業務を官公庁から元請けとして受注し、3年以上の契約実績を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 参加申し込み時点から契約締結までの間において、諫早市から指名停止の措置を受けているものでないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）でないこと。
- (8) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。

4 実施日程 ※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

| 事 項                    | 実施期間又は期日                        |
|------------------------|---------------------------------|
| 1 公告・実施要領等の公表          | 令和7年10月22日（水）                   |
| 2 参加資格に関する<br>申立書等受付期間 | 令和7年10月22日（水）<br>～令和7年11月10日（月） |
| 3 参加資格審査結果通知           | 令和7年11月14日（金）                   |
| 4 質疑受付期間               | 令和7年10月22日（水）<br>～令和7年11月21日（金） |
| 5 質疑回答期日               | 令和7年11月28日（金）                   |
| 6 企画提案書等提出期限           | 令和7年12月16日（火）                   |
| 7 プレゼンテーション実施          | 令和7年12月24日（水）（予定）               |
| 8 審査結果通知予定             | 令和7年12月26日（金）（予定）               |
| 9 契約締結                 | 令和8年1月下旬予定                      |

5 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は以下の方法により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ 参加資格に関する申立書（様式第2号）
- ウ 企業概要書（様式第3号）
- エ 受注実績調書（様式第4号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和7年11月10日（月）午後5時必着

(4) 提出場所

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号  
諫早市上下水道局下水道課（市役所別館2階）

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までにする。

(6) 結果通知

参加資格の審査結果については、令和7年11月14日（金）に参加表明を行った全ての事業者に対して通知する。

## 6 質疑

質疑は次の方法によるものとし、電話や口頭での質疑は受け付けない。

### (1) 提出書類

ア 質問書（様式第5号）

### (2) 提出方法

電子メールに限る。

電子メールアドレス：gesuidou@city.isahaya.nagasaki.jp

※件名は次のとおりとすること。

件名：【諫早中央浄化センター外8箇所維持管理\_質問】 事業者名

※電子メールの到達を電話で確認すること。

電話番号：0957-22-1500（内線2233）

### (3) 提出期限

令和7年11月21日（金） 午後0時必着

### (4) 回答期日

令和7年11月28日（金）までに、諫早市公式ホームページにて公表する。

### (5) 現地確認等

現地確認及び本プロポーザルにおいて必要な維持管理情報の開示等については、令和7年11月14日（金）から令和7年12月5日（金）まで対応する。なお希望する場合は、事務局と調整すること。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 企画提案内容

仕様書に記載する内容について、次の視点を考慮して企画提案を行うこと。

| 提案内容        | 求める視点                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務の実施方針 | ・諫早市下水道事業経営戦略における基本方針に対する理解度とともに、各提案が基本方針を実現するために有効であるか                            |
| (2) 業務の実施体制 | ・実績・体制等、業務遂行に必要な能力を保持しているか<br>・配置予定者の実績、資格に対する配慮があるか<br>・従事者の教育・研修に対する取り組みがなされているか |
| (3) 管理・運営業務 | ・適切な業務の運営にあたり、効果的な取り組みがなされているか                                                     |
| (4) 環境計測業務  | ・安定した放流水質、汚泥性状を確保するための試験計画が立てられているか                                                |

|                   |                                                           |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|
|                   | ・試験結果をもとに速やかに業務へ反映させる手法が整っているか                            |
| (5) 運転操作監視業務      | ・要求水準を遵守するための適切な取り組みや提案がなされているか<br>・故障時の初期対応方法が適切に策定してあるか |
| (6) 保守点検業務        | ・予防保全の観点から有効的な保守点検方法が提案されているか                             |
| (7) 修繕業務          | ・適切な修繕計画の策定及びその遂行に関する提案がなされているか                           |
| (8) 異常時・緊急時の体制・対応 | ・異常時・緊急時の体制、具体的な対応方法、支援体制等が整っているか                         |
| (9) コスト縮減         | ・省エネルギー対策などコスト縮減策について提案がなされているか                           |
| (10) 地域貢献         | ・本市の地域経済への貢献及びその他提案がなされているか                               |
| (11) 見積金額         | ・提案内容に対して見積金額は経済的か                                        |

(2) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第6号） 1部
- イ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本7部
- ウ 提案見積書（様式第7号） 1部
- エ 提案見積内訳書（任意様式） 1部
- オ 協力企業名簿（企業名・住所・業務内容を記載した任意様式） 1部

(3) 提出期限

令和7年12月16日（火）午後5時必着

(4) 提出場所

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号  
諫早市上下水道局下水道課（市役所 別館2階）

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までにとすること。

(6) その他

企画提案書等の提出は、1者につき1提案までとする。

## 8 審査

### (1) 審査主体

本プロポーザルの審査は、諫早中央浄化センター外8箇所維持管理業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

### (2) 審査対象

審査は、参加者の提案（企画提案書及びプレゼンテーション）及びプレゼンテーションの際における質疑応答の内容について行う。なお、提案者が1者のみの場合も審査を行う。

### (3) プレゼンテーション審査

ア 実施日時 令和7年12月24日（水）（予定）

※詳細は別途通知する。

イ 実施場所 諫早市役所 別館1階 第1会議室

ウ 実施要領

- ・ 持ち時間は30分以内（うちプレゼンテーションの時間20分以内、質疑応答10分を目安）とする。
- ・ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に実施する。
- ・ プレゼンテーションに出席できる者は5名以内とする。
- ・ プレゼンテーションに使用する機材等については、スクリーンは局が準備する。プロジェクター、パソコン及びその他必要な機材等は原則事業者が準備すること。

(4) 審査項目、評価及び配点

|    | 評価項目          | 評価内容                                                   | 配点 |
|----|---------------|--------------------------------------------------------|----|
| 1  | 業務の実施方針       | 諫早市下水道事業経営戦略における基本方針に対する理解度とともに、各提案が基本方針を実現するために有効であるか | 10 |
| 2  | 業務の実施体制       | 実績・体制等、業務遂行に必要な能力を保持しているか                              | 20 |
| 3  |               | 配置予定者の実績、資格に対する配慮があるか                                  | 10 |
| 4  |               | 従事者の教育・研修に対する取り組みがなされているか                              | 10 |
| 5  | 管理・運營業務       | 適切な業務の運営にあたり、効果的な取り組みがなされているか                          | 10 |
| 6  | 環境計測業務        | 安定した放流水質、汚泥性状を確保するための試験計画が立てられているか                     | 10 |
| 7  |               | 試験結果をもとに速やかに業務へ反映させる手法が整っているか                          | 10 |
| 8  | 運転操作監視業務      | 要求水準を遵守するための適切な取り組みや提案がなされているか                         | 20 |
| 9  |               | 故障時の初期対応方法が適切に策定してあるか                                  | 10 |
| 10 | 保守点検業務        | 予防保全の観点から有効的な保守点検方法が提案されているか                           | 10 |
| 11 | 修繕業務          | 適切な修繕計画の策定及びその遂行に関する提案がなされているか                         | 10 |
| 12 | 異常時・緊急時の体制・対応 | 異常時・緊急時の体制、具体的な対応方法、支援体制等が整っているか                       | 10 |
| 13 | コスト縮減         | 省エネルギー対策などコスト縮減策について提案がなされているか                         | 20 |
| 14 | 地域貢献          | 地元企業との協力体制が整っているか本市の地域経済への貢献及びその他提案がなされているか            | 10 |
| 15 | 見積金額          | ※価格点の算定式<br>満点（50点）×各提案者の見積額のうち最低の額÷自社の見積額（小数点以下切捨）    | 30 |

※審査項目の評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出する。

| 評 価          | 評 点       |
|--------------|-----------|
| A（たいへん優れている） | 項目の配点×1.0 |
| B（優れている）     | 項目の配点×0.8 |
| C（普通）        | 項目の配点×0.5 |
| D（やや劣っている）   | 項目の配点×0.3 |
| E（著しく劣っている）  | 項目の配点×0   |

（５） 合計点の算出

各項目の評点は、各選定委員が個別に採点した評点の平均点とし、その合計点を算出する。（合計点の小数点以下は四捨五入）

（６） 最低基準点

① 最低基準点は、満点（２００点）の５割とする。このため、合計点が１００点未満の提案は選外とする。

② なお、審査の結果、E評価が１つでもあった場合は選外とする。

９ 優先交渉権者の選定

（１） 契約候補者の選定

選定委員会において、評価の合計点が最も高い参加者を契約候補者として選定する。評価の合計点が最も高い者が複数となった場合は、提案見積書における費用の見積額が低い方を上位とする。また、見積額も同額の場合は、くじにより選定する。

（２） 次点契約候補者の選定

優先交渉権者の企画提案参加資格が取り消された場合は、次に合計点が高い事業者を繰り上げるものとする。

１０ 審査結果の通知等

本プロポーザルの審査結果は、全ての企画提案参加者に書面により通知するとともに、諫早市公式ホームページ上で公表する。

１１ 契約締結

（１） 契約候補者と局とで、業務内容、契約金額、契約条件等について協議及び調整が整ったときに、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

（２） 契約候補者と協議及び調整が整わなかったときは、次点契約候補者と契約に向けた協議及び調整を行い、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

１２ 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取り消し、提出された企画提案書等は無効とする。

（１） 参加表明以降に、本要領による参加資格を満たさないこととなった場合

（２） 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合

- (3) 本要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員又は関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合
- (4) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと選定委員会が認めた場合

### 1.3 その他留意事項

- (1) 提出書類については、選定後においても返却しないものとする。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出は認めない。
- (3) 提出書類作成等、参加に際して要した費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。また、公開請求があつた場合でも非公開とする。
- (5) 参加表明以降に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。この場合において、辞退届には、社名及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- (6) 辞退により、今後、不利益な取扱いを受けることはない。
- (7) 参加表明を行った事業者が1者であっても審査を実施する。なお、評価点が最低基準点に満たない場合には優先交渉権者の選定は行わない。
- (8) 参加者が、審査及び選定結果についての説明を求める場合は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に書面を提出すること。ただし、異議申し立ては認めない。
- (9) 契約候補者は、企画提案書の内容を適切に反映した仕様書及び要求水準書を作成し、局と打ち合わせ協議し、必要に応じ内容の追加、変更又は削除等を行い、業務内容を決定する。
- (10) 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は協議により定める。

(11) 年間業務委託料の構成は以下に示す通り。

| 業務費        | 金額 (円) | 備考                                   |
|------------|--------|--------------------------------------|
| 各下水施設      |        | 5 箇所                                 |
| 保守点検業務費    |        | 技術経費対象                               |
| 運転操作監視業務費  |        | 技術経費対象                               |
| 水質試験業務費    |        | 技術経費対象                               |
| 事務業務費      |        |                                      |
| その他の業務費    |        |                                      |
| その他の技術業務費  |        | 技術経費対象                               |
| 直接経費       |        | 直接業務×4%                              |
| 技術経費       |        | 対象業務×25% (諫早中央)                      |
| 技術経費       |        | 対象業務×15%<br>(飯盛、田結、高来、小長井)           |
| 間接業務費      |        | 直接業務×21.8%                           |
| 中継ポンプ場     |        | 3 箇所                                 |
| 保守点検業務費    |        | 技術経費対象                               |
| その他の業務費    |        |                                      |
| その他の技術業務費  |        | 技術経費対象                               |
| 直接経費       |        | 直接業務×4%                              |
| 技術経費       |        | 対象業務×15%                             |
| 間接業務費      |        | 直接業務×21.8%                           |
| マンホールポンプ場  |        | 1 箇所                                 |
| 保守点検業務費    |        | 技術経費対象                               |
| その他の業務費    |        |                                      |
| その他の技術業務費  |        | 技術経費対象                               |
| 直接経費       |        | 直接業務×4%                              |
| 技術経費       |        | 対象業務×10%                             |
| 間接業務費      |        | 直接業務×21.8%                           |
| 修繕費        |        |                                      |
| 業務原価計      |        |                                      |
| 諸業務費       |        |                                      |
| 直接経費 (積上げ) |        |                                      |
| 諸経費        |        | 業務原価×13.67%<br>端数処理：業務価格を万円<br>単位に調整 |

|                 |  |     |
|-----------------|--|-----|
| 業務価格            |  |     |
| 消費税及び<br>地方消費税額 |  | 10% |
| 業務委託費計          |  |     |